

川選管告示第 30 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に基づく選挙権を有する者の総数6分の1の数を、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用される地方自治法第74条第5項の規定に基づき告示する。

令和7年12月1日

川西市選挙管理委員会  
委員長 多久和桂子

選挙権を有する者の総数の6分の1の数

21, 549